

淀川水系流域委員会 第33回委員会 結果概要

開催日時：2004年9月29日（水）13：35～17：55

場 所：梅田センタービル クリスタルホール

参加者数：委員31名、河川管理者4名（当日は台風が接近中のため、多くの河川管理者が欠席した）、一般傍聴者（マスコミ含む）108名

1. 審議の概要

ダムWGにおける検討経過（資料2-1）に関する意見交換

- ・「1. 全般的な課題」について
- ・「2. 機能面の検討課題（1）環境」について
- ・「2. 機能面の検討課題（2）治水」について
- ・「2. 機能面の検討課題（3）利水」について
- ・「淀川水系における事業中ダムの論点（表）」について

地域部会における検討経過報告

淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会について

今後のスケジュールについて

配付資料の追加説明

2. 一般傍聴者からの意見聴取

本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細の議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 審議の概要

ダムWGにおける検討経過に関する意見交換

今本委員より資料2-1「ダムWGの検討経過について」を用いて説明が為された後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

資料2-1「1. 全般的な課題」について

- ・流域委員会はダムの地元や移転された方々への責任がある。ダムWGは代替案の実現性を明確に示さなければならない。地元への責任を果たすためには、代替案にどの程度の効果があり、どの部局がどんなシナリオで実現するのか、さらに、地域振興まで含めた具体的な議論を行う必要がある。ダムは長い歴史的経緯や地元の方々の犠牲の上に成り立っているため、単に代替案を示すだけではいけない。
- ・ダムの是非に関わらず、危険な状態にある河川は河道整備を行うべきだ。特に高時川は天井川であるにもかかわらず、ダム建設を理由に河道整備が行われてこなかったのではないか。危険箇所の堤防補強は緊急的に実施してもらわなければならない。
- ・ダムの新規目的と既存目的は分けた上で評価する必要がある。琵琶湖の環境改善や

水位低下抑制等は新たな目的であり、ダム以前に、さまざまな案を考えて比較評価すべきだ。つまり、ダムの必要性を審議するのは別ルートで検討すべき問題であり、既存のダム目的の検討・評価の中で同列に審議すべきではない。

- ・2)には「ダム建設による悪影響の改善策について検討」とある。しかし、ダムによる悪影響が非常に甚大で不可逆的なマイナスの影響の場合は、改善策の検討すらできない。河川管理者の現在の説明は「ダムによる影響は無視できるほど小さいのではないか」となっているが、1、2度の調査結果では、はっきりしたことは言えない。元に戻せないような影響が出ることも十分あり得る。非常に重要な問題と考えている。

ダムによる悪影響の改善策を検討した結果によっては、「さらなる調査が必要」となるかもしれないし、「ダムは中止すべき」となるかもしれない。「改善策の検討」の中にはそういった意味も含まれていると考えて頂きたい(ダムWGリーダー)。

資料2-1「2.機能面の検討課題(1)環境」について

- ・「(1)環境」の「琵琶湖の環境改善については」は、琵琶湖全体の環境改善の話ではないので、「琵琶湖の沿岸環境の改善については」とした方がよい。
- ・漁業や農業はダムの多大な影響を受けている。審議をすべきではないか。

ダムWGでは、ダムの是非について議論をしている。漁業や農業はダムができることになった場合に議論をすることになると思っている。

ダムの治水目的を行政評価する際には、プラス効果とマイナス効果を評価することになるが、漁業への影響はマイナス評価で審議される。ダムによるマイナスの結果をどのように防ぐかという面で考慮されることだろう。

資料2-1「2.機能面の検討課題(2)治水」について

- ・高時川の堤防は危険な状態にある。破堤による被害が発生した場合、最高裁の判例は、基本高水の範囲内であれば行政に責任があるとしているが、治水事業は予算上の制約や工期が長期間におよぶため、治水工事を継続している間に発生した被害については行政に責任はないとしている。ただし、緊急的に対応しなければ被害が出る恐れがあり、それを怠ったことで発生した被害については、行政に責任がある。高時川の場合は、このケースにあてはまる可能性が十分にある。高時川の河川整備の Spann を10年で考えるなら、堤防強化はダム代替案ではない。
- ・高時川は狭窄部ではないので、対象降雨をどのように考えるべきか。狭窄部上流と同じように既往最大規模を対象とすべきか、あるいは、下流域と同じようにいかなる洪水にも対応するとすべきか。堤防強化には時間がかかるし、警報や避難等の流域対応だけでは住民は常に不安に置かれたままだ。高時川の整備目標を考えておく

必要がある。「いかなる洪水にも対応する」として、やはり目標を示さないといけない。

第5回姉川・高時川川づくり会議（9/25 開催）では、滋賀県から、1/100 確率で計画されているが、まずは1/50 確率を目標に整備していくとの説明があった。

- ・ダム代替案は、いくつかの案を組み合わせた複合案で検討すべき。その際には、いつまでに、どれだけの整備ができて、どれほどの安全度が達成されるのかといった時限的な視点で考えておく必要がある。
- ・狭窄部以外の対象降雨について、基礎案や提言で「あらゆる洪水に対して被害を解消・軽減する」としているものの、河川整備計画が対象としている今後20～30年で達成する安全度を示さなければ、具体的な審議はできないだろう。この部分については、委員会で議論を詰めなくてはならない。
- ・治水の基本理念は「破堤による壊滅的な被害の解消・軽減」であり、堤防強化こそが治水の基本だ。このため、堤防の現況を河川ごとに把握することが特に重要だろう。この把握なくしてダムの検討はできない。ダムWGの検討の手順としては、堤防を強化してどこまで河道で洪水を分担できるのか、堤防の能力が低い場合にどうするか、ダムに高度な必要性があるかどうか、ダムにマイナスの影響があるか（マイナス面が大きければ選択肢としてダムは消える）といったことを、治水の最終目標が「破堤による壊滅的な被害の解消・軽減」にあるという点を頭に置いて、検討していかなくてはならない。
- ・狭窄部上流の目標規模として既往最大の実績流量を対象に検討を進めるのは危険だ。実績だけでは実績以上の雨には対応できない。そもそも実績データは非常に限られたデータでもある。降雨パターンやカバー率等を考慮していかなければならない。
- ・既往最大の実績流量や既往最大雨量の引き伸ばし以外にも、さまざまな目標規模を考えてみたい。例えば、過去の時間雨量のデータがかなり多く出てくると、降雨の波形そのものを確率処理するというのも1つの方法だろう。
- ・委員会としては、実績の既往最大流量をベースに検討を進めていくと明確に記しておいた方がよい。
- ・治水の目的は、川に流れる水を減らすことが目的なのか、それとも、社会的な被害を最小限に抑えることが目的なのか。ダムWGでは後者について、生活再建をどうすればいいかといったことまでを含めて、考えられないかと思っている。
- ・流域委員会は、破堤による壊滅的な被害は回避・軽減するという前提に立っている。このため、対象洪水の規模や河道で負担する流量を低くして治水安全度を下げることになったとしても、社会的には受け入れられるのではないかと期待している（ダムWGリーダー）。

資料 2-1 「2. 機能面の検討課題(3) 利水」について

- ・近年、少雨傾向が顕著になりつつある。現段階で「利水面から見たダム建設は容認できない」とは言い切れないのではないかと。

少雨傾向については、論理的な説得性があるとは思っていない。気象変動が激しくなっていることは確かだが、未知の要素が多く、これをダム建設の理由にしてよいかどうか議論になるのではないかと(ダムWGリーダー)。

少雨傾向は年間降水量の減少であり、異常渇水は使用量と供給量の一時的なアンバランスなので、分けて整理した方がよいだろう。現時点で「論理的な説得性をもつとはいえない」と言い切ってしまうとよいのか、疑問に思う。

河川管理者が示した資料を見る限り、少雨傾向と異常渇水が「論理的な説得性をもつとはいえない」というのは正しい認識だ。河川管理者の資料は、曖昧で作為的な面もある。

- ・水需要予測については、河川管理者から精査確認の結果が出されていない以上、「新規利水はない」と判断せざるを得ない。ただし、精査確認の結果が出ればダムWGで再検討するので、精査確認結果の提出期限を示しておいた方がよい。

すでに、大阪府営水道や阪神水道企業団は、撤退や下方修正を決めつつある。

ダムWGではこういった方向性を考慮して検討を進めていけばよいのではないかと。

- ・特に湖東地方では、冬季の降雪量減少にともなって、かんがい期の河川の水量が減りつつある。これを解消するためには、ダムではなく、まずは琵琶湖の水位操作規則を大川・神崎川の維持流量との関係を考慮しながら見直すべきだ。
- ・琵琶湖では BSL - 150cm が利用水位だが、実際は - 100cm 程度に達すると渇水が叫ばれるようになる。 - 150cm まで利用するという社会的なコンセンサスが得られていないということも問題だろう。
- ・昭和 14 年の異常渇水では琵琶湖周辺で市民生活に大変な影響を及ぼした。しかし、平成 6 年の場合は、取水制限が行われていることさえ広く知られていなかった。関西においては、さまざまな利水事業の効果によって、社会経済の根底を揺るがすほどの渇水被害は解消されたと言ってよいのではないかと。

異常渇水時にどのような影響が出るかについてはダムWGでも示したが、渇水の切実さがうまく伝わっていないと思っているので、貯水施設によって渇水被害がどの程度緩和されるのかについても併せて、再度、ご説明したい(河川管理者)。

- ・箕面市では、余野川ダムから府営水道への利水振替を検討している(参考資料 1)。利水に関する各自治体の検討内容については、河川管理者もある程度は把握しているのではないかと。もし把握しているのであれば、小出しであっても、流域委員会に報告して欲しい。

資料 2-1「淀川水系における事業中ダムの論点(表)」について

- ・塔の島地区は 1500m³/s 整備によって景観がすでに悪化しているため、「歴史的景観の保全」ではなく、「歴史的景観の復元」を目的とすべきだ。
- ・余野川ダムでは、新しい目的として「一庫ダムからの利水容量の振替」が挙げられている。しかし、まずは余野川ダムに利水容量を振り替える必要性があるのかどうかを検討すべきだ。河川管理者からは、利水容量の振替先として余野川ダムが選定された理由として「すでに計画が進行しているから」といった説明しか受けていないので、選定理由そのものに疑問を抱いている。

地域部会における検討経過報告

地域部会長より資料 1「前回委員会(2004.8.24)以降の近況報告」を参考にしながら、地域部会での検討経過、および次回以降の予定について報告が行われた。その後、委員長より、河川整備計画進捗状況の調査・検討に対して地域部会として意見をまとめて委員会に提出して頂きたいとの要請があった。

淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会について

河川管理者より資料 4「第 1 回淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会 審議骨子」を用いて、説明がなされた。

今後のスケジュールについて

庶務より今後の開催予定について説明がなされた後、委員長から今後の委員会の運営スケジュールに関して資料 3「ダムの調査検討に係わる検討スケジュール(案)」が諮られ、これが了承された。

配付資料の追加説明

- ・河川管理者より資料 5「治水経済調査マニュアル(案)」の概要について説明がなされ、「詳細な内容については必要であれば今後説明したい」旨の発言があった。
- ・河川管理者より資料 6「姉川・高時川川づくり会議～治水対策説明資料～について」の概要について説明がなされ、「滋賀県から示された案については、内容を検討して流域委員会にも説明をさせて頂きたい」旨の発言があった。

その後、委員より資料 5 の内容について補足説明が行われ、「前半部分は滋賀県の考えている 1/100 確率を対象にしたダム以外の代替案の提示、後半部分は滋賀県が考えている今後 20～30 年の計画として 1/50 確率を対象にした具体的な案の提示という構成になっている。川づくり会議では、特に地下水への影響や田川のカルバートの危険性について一般から意見が出されていた」等の説明があった。

2. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 4 名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・丹生ダムの代替案を実施するのは滋賀県である。県事業となれば、予算上の制限等から、代替案の実施にはかなりの時間が必要になるだろう。そうなれば、地元住民は代替案には納得しない。国には、ダム代替案から手を引いてもらっては困る。流域委員会は、ダム代替案を実施する場合の国の対応について、事例調査をしてほしい。
- ・塔の島地区の歴史的景観がすでに破壊されており、復元が必要だという委員の意見に賛成だ。塔の島地区の景観は、1500m³/s 放流に係わる整備によって破壊されてしまったため、河川管理者には昭和 30 年代の景観への復元をお願いする。
- ・琵琶湖総合開発によって - 150cm を利用水位とすることに決まっており、さらに平成 6 年の異常渇水時でさえ - 123cm に止まったことを考えれば、河川管理者の異常渇水時の危険性に関する説明は根本的に間違っているのではないかと思える。また、琵琶湖の操作規則によって琵琶湖水位に制限がかかっているという点も考慮しておく必要がある。それから、大阪市水道局は 1 人あたり 1 m³/日の利水権を持っており、こういった利水者間の調整こそが河川管理者のあるべき姿ではないか。

以上